

## レンタカー・カーシェアリングにおけるZEV導入促進事業に関する協定書（案）

東京都（以下「甲」という。）及び〇〇（以下「乙」という。）は、レンタカー・カーシェアリングにおけるZEV導入促進事業実施要綱（令和元年6月17日付31環地次第161号環境局長決定。以下「実施要綱」という。）に基づく、レンタカー・カーシェアリングにおけるZEV導入促進事業（以下「本事業」という。）を協力して実施するため、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、本事業の円滑かつ着実な遂行のため、本事業の内容及び必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定において使用する用語は、実施要綱で使用する用語の例による。

### （協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和●年●月●日までとする。

### （役割分担）

第4条 本事業における甲及び乙の役割分担は次のとおりとする。

#### （1）甲の役割

- ア 本事業の運営費の一部を負担すること。
- イ 本事業の対象車両に施すラッピングのデザインを作成すること。
- ウ 本事業の広報及びPRを実施すること。

#### （2）乙の役割

- ア 本事業の運営全般を行うこと。
- イ 本事業の広報及びPRを実施すること。
- ウ 対象車両の利用状況に関する実績報告を行うこと。
- エ 対象車両の利用者アンケートを実施すること。

### （経費負担）

第5条 本事業の実施における各年度の甲の負担額及び支払方法は、年度覚書により別に定めるものとする。

### （事業実施計画書の作成）

第6条 乙は、配備台数、対象車両の利用料金の設定、対象車両のラッピングの実施等、

本事業の実施に必要な事項を記載した事業実施計画書を、甲と協議の上作成し、甲に提出する。

(本事業の対象車両のラッピング)

第7条 乙は、甲が無償で提供するデザインにより、ラッピングをおおむねA4サイズの大ききで作成し、対象車両の車体の左右及び後部に貼り付けるものとする。

2 前項のラッピングの貼り付け位置は、通行人等から十分に認識できる位置とし、甲乙協議の上で決定するものとする。

(実績報告等)

第8条 乙は、本協定の有効期間の各年度の四半期ごとに、本事業で配備した車両の利用状況について実績報告書を甲の指示する期限までに、甲に対して報告しなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは、乙に対して本事業の実施状況等について報告を求めることができる。

(調査等)

第9条 甲は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは乙に対し、本事業に関する報告を求め、若しくは帳簿書類その他の物件を調査し、又は乙の従業者その他の関係者に対し、質問をすることができる。

2 乙は、前項の規定による報告の徴収及び物件の調査を求められたときは、これに応じなければならないが、同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(債権譲渡の禁止)

第10条 乙は、本協定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、本事業の実施に際して相手方から秘密である旨を明示の上で提供された一切の情報について、相手方に事前の承諾を得たときを除き、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間終了後又は第16条の規定により本協定を解除した後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第12条 甲及び乙は、本事業の実施に当たり知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平

成2年東京都条例第113号)に基づき適正に取り扱うものとする。

(成果の帰属、公表)

第13条 本協定の有効期間終了までの間に得られた運用実績等の成果(以下「成果」という。)については、甲乙双方に帰属する。

2 甲及び乙は、本事業の終了後、前項に規定する成果を公表するものとする。ただし、甲及び乙が協議の上、公表しないと決定した場合はこの限りでない。

(損害賠償責任等)

第14条 乙は、その責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合を除き、この協定の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、甲乙協議の上、第4条に規定する役割分担に応じて各々が負担するものとする。

(本事業の変更、中止等)

第15条 乙は、第6条の事業実施計画書の提出後、本事業の内容を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。なお、甲の負担額の増額変更は認めない。

2 乙は、本事業を中止する必要がある場合は、甲と迅速に協議しなければならない。

3 前項の協議の結果、本事業の中止を決定した場合、乙は本事業を中止した時点までの成果を甲に報告しなければならない。

4 前項の規定により乙が甲に成果を報告したときは、甲及び乙は、本事業を中止した時点までの費用の負担について清算するものとする。

(本協定の解除)

第16条 甲は、本協定の目的を達成することが著しく困難となった場合には、乙と協議の上、本協定を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、本協定を解除することができる。

一 偽りその他不正の手段により甲の負担金を受けたとき。

二 甲の負担金を他の用途に使用したとき。

三 予定の期間内に本事業に着手せず、又は完了しないとき。

四 暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき(法人にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者又は構成員が暴力団員等に該当するに至ったときを含む。)

五 法令又はこの協定に違反したとき。

(負担金の返還)

第 17 条 乙は、前条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による本協定の解除の有無にかかわらず、既に乙に負担金が交付されているときは、甲が指示する期限までに甲の指定する方法により当該負担金を返還しなければならない。

2 甲は前項の規定により乙が返還する負担金（以下「返還金」という。）のうち、本事業の履行のために適切に使用されたと甲が認める金額を返還金から控除するものとする。

(違約金及び延滞金)

第 18 条 乙は、前条第 1 項の規定による負担金を返還するときは、当該負担金の額の 100 分の 10.95 に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、前条第 2 項の規定により返還金の一部が控除される場合にあつては、控除後の返還金の 100 分の 10.95 に該当する額を違約金とする。

2 乙が前項の規定による返還金及び違約金を前条第 1 項に定める返還期限までに納付しなかったときは、甲は乙に対し、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）の納付を求めるものとする。

(違約金及び延滞金の計算)

第 19 条 前条第 1 項の規定により違約金の納付をした場合において、乙の納付した金額が返還を求められた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた負担金の額に充てるものとする。

2 乙が前条第 2 項の規定により延滞金の納付を求められた場合において、返還を求められた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(帳簿の保存)

第 20 条 乙は、本事業に関する帳簿を備え、本事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。

(疑義等の決定)

第 21 条 本協定の解釈に疑義を生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

令和元年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

東京都知事 小池 百合子

東京都〇〇区

乙 株式会社〇〇

代表取締役社長 〇〇